

## 特別成年扶養税額控除（仮称）について（案）

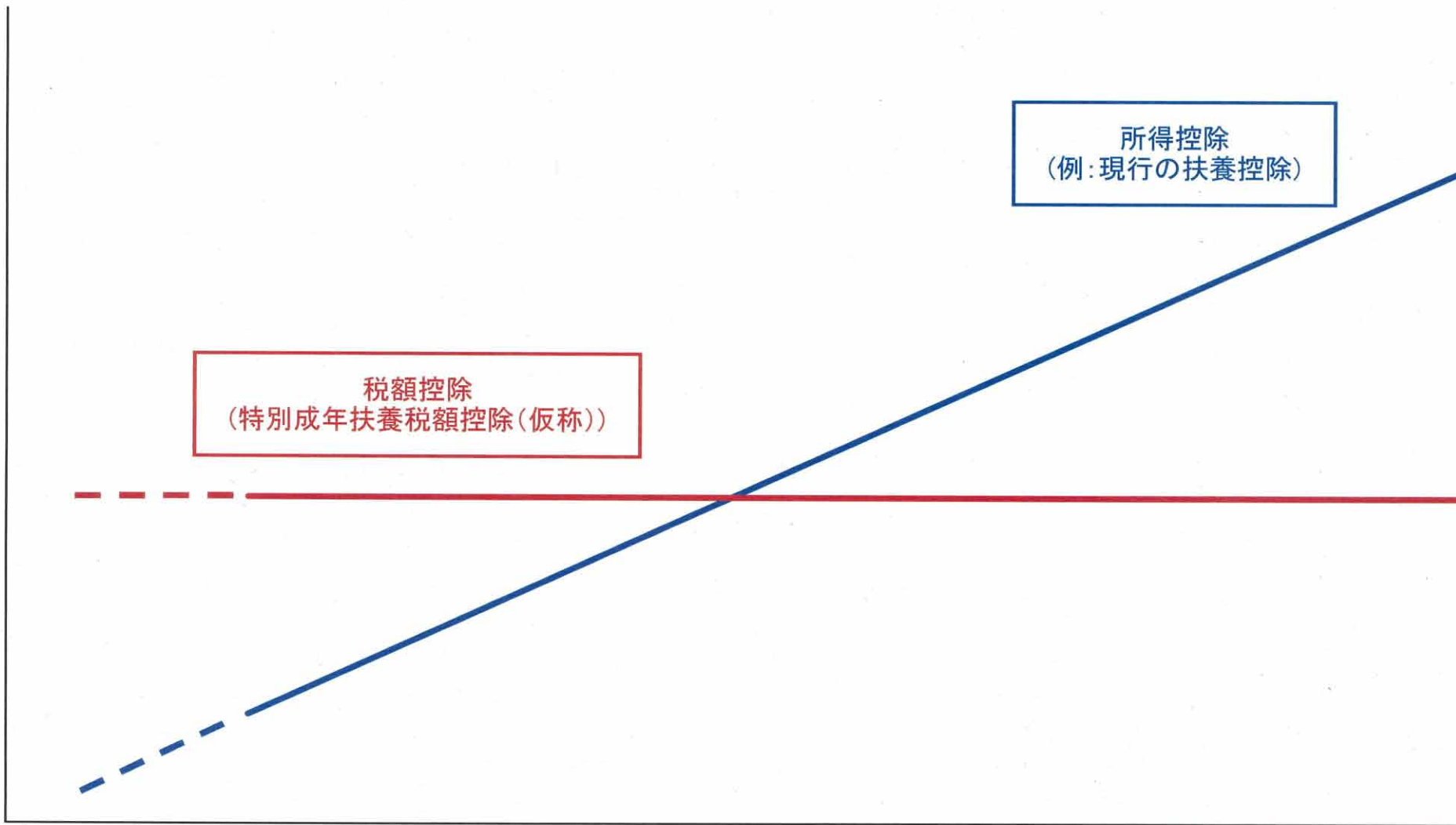
成年のうち、「障害等のため就労し独立した生計を維持することが困難という特別の事情を有する方」を対象とする、新たな税額控除（「特別成年扶養税額控除」（仮称））を創設することとしてはどうか。

### （対象者（案））

- ① 現行の障害者控除の対象の方
- ② 障害者控除の適用範囲の拡大（市町村長の認定の範囲の拡大）
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定を受けた方
- ④ 長期入院など生活面への支障をきたすことが客観的かつ明確であることについての公的機関による証明を受けた方

# 所得控除と税額控除のイメージ

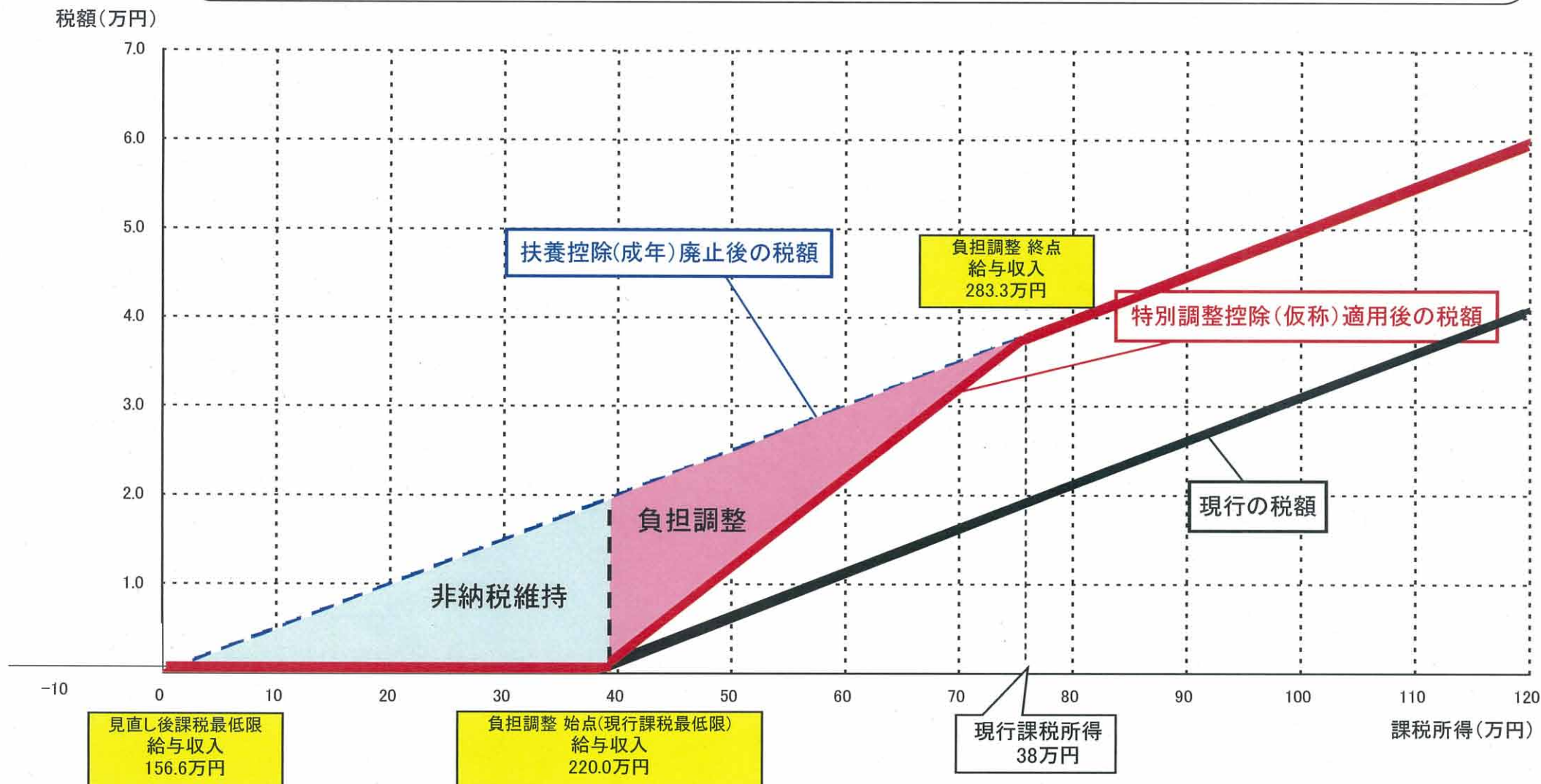
負担軽減額



課税所得金額

現在非納税者である方について、引き続き非納税者とするための措置(特別調整控除(仮称))のイメージ  
(夫婦+成年扶養1人世帯の場合)

- 成年に対しては手当の支給がないことを踏まえ、
- ・現在非納税者である方については、引き続き非納税者となるように、生じた税額の全額を税額控除
  - ・手取りベースでの逆転現象がおこらないように、負担調整のための一定の税額控除を行うこととしてはどうか。



# 扶養控除（成年）の対象者①

精査中

〈扶養控除（成年）対象者数（21年度予算ベースでの見込み）〉

約520万人

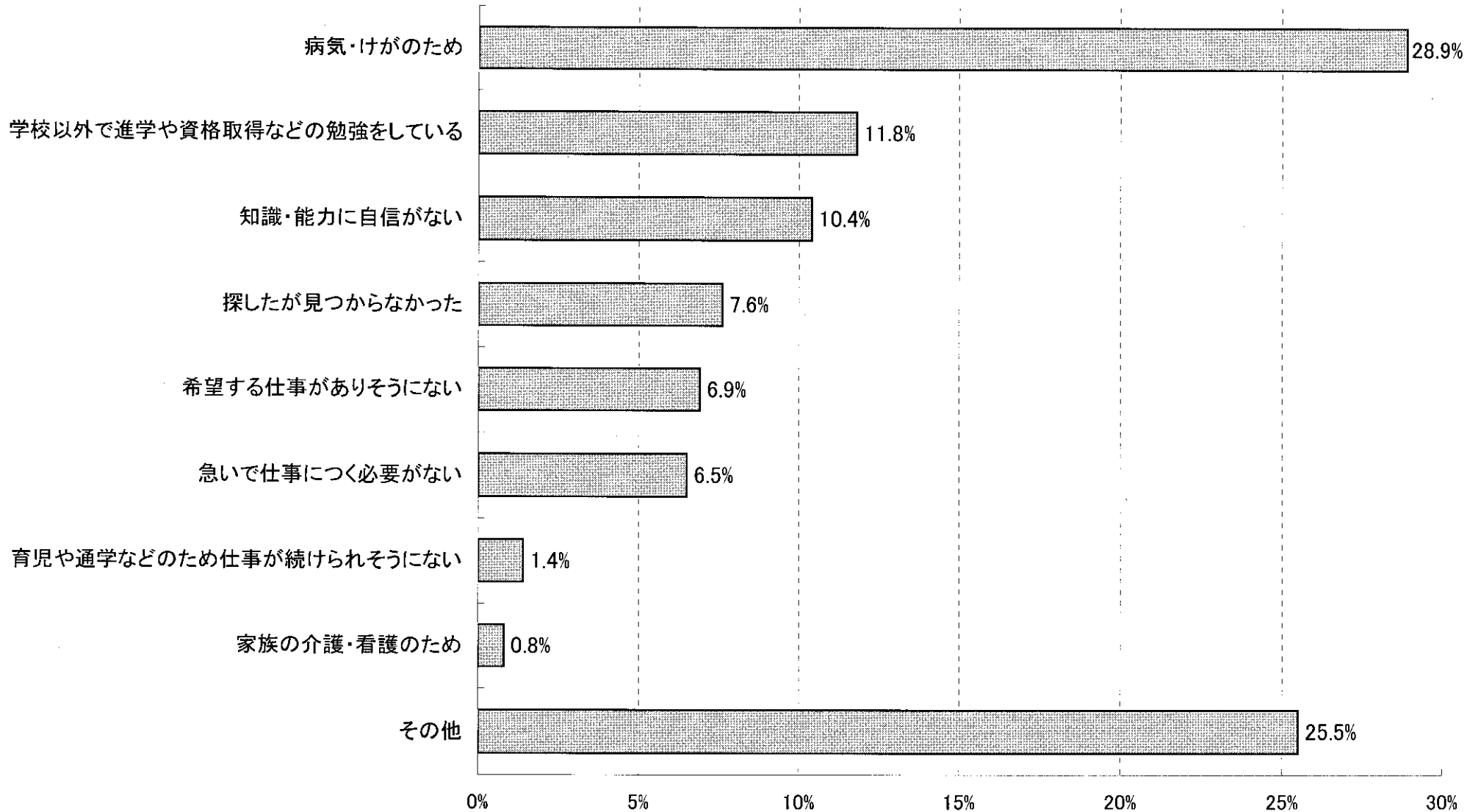


〈「平成19年就業構造基本調査」等より〉

23～69歳の者 約8,000万人	23～69歳の世帯主(注) 約6,500万人	有業で 仕事の主	約3,800万人
		有業で仕事に従 ・無業	約2,600万人
	23～69歳の世帯主(注) 以外の者 約1,600万人	有業で 仕事の主	約1,200万人
		有業で 仕事に従 ・無業	408万人
家事をしている者			(200万人)
通学している者	(44万人)		
		その他の者	(164万人)

(注) 世帯主には、世帯主の配偶者を含む。

## 若年無業者(15歳~34歳)の非求職理由の割合(平成19年「就業構造基本調査」(総務省))



## 扶養控除（成年）の対象者②

- 家事手伝いや家族の介護をしている方
  - パート・フリーターの方（年収103万円以下の方）
  - 大学生・大学院生
  - 失業されている方・就職浪人の方
  - 高齢の方で年収の低い方
  - 障害を有している方
  - 介護を受けられている方
  - 難病等の方
  - 病気や交通事故で長期入院をされている方
- など

## 歳出面からの支援措置の例

### [就労支援]

- 若年層に対しては、就労支援プログラム等の社会保障制度により、1人1人のニーズに応じたきめ細かな対応を実施し、正規雇用化等を支援。

(参考)

- ・20年度においては、フリーター常用雇用化プラン（ハローワーク、ジョブカフェを活用等）により、約27万人を常用雇用化。
- ・21年度においては、年長フリーター等（25～39歳）に重点を置いた「フリーター等正規雇用化プラン」を推進中。ハローワーク、ジョブカフェの活用に加え、若者への職業能力開発機会の提供（参加協力企業に対する助成等）。

### [失業対策]

- 突然の失業等により生活に影響をきたしかねない人に対しては、雇用保険（失業等給付）や雇用対策等に対応。

(参考)

- ・失業等給付：倒産・解雇等による離職者については、年齢及び被保険者であった期間により90～330日、一般の離職者については、被保険者であった期間により90～150日分の手当を支給。
- 長期失業者や非正規離職者等の雇用保険を受給できない人に対しては、雇用保険と生活保護の間をつなぐ、新たなセーフティネットとしての、職業訓練、再就職、生活への支援を21年度から総合的に実施（「緊急人材育成支援事業（職業訓練の拡充・生活支援給付等）」（予算措置（「緊急人材育成・就職支援基金」））

(参考)

- ・訓練・生活支援給付：雇用保険を受給できない者で、ハローワークの斡旋により職業訓練を受講する等の要件を満たす者に対し、訓練期間中の生活費を給付（月10～12万円）。希望者には、貸付を上乗せ（月5～8万円）

## [奨学金]

- 大学生・大学院生に対しては、奨学金制度により支援。

(参考) 18年度奨学金の受給割合(括弧内は8年度) (独) 日本学生支援機構調べ

学部生: 41% (21%)、修士: 54% (40%)、博士: 65% (66%)

※学部生: 年 36 万円～76.8 万円、大学院生: 年 60 万円～146.4 万円

※18年度アルバイト・定職等に係る平均収入

学部生: 年 39 万円、修士: 年 49 万円、博士: 年 136 万円

## [介護支援]

- 介護を担う方については、介護保険制度により介護の負担を軽減。また、育児・介護休業法により、家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、一定期間の介護休業が認められるなどの環境整備(介護休業をとった雇用保険被保険者には、介護休業給付金が支給)。

(参考1) 育児・介護休業法のポイント

- ・ 介護休業: 要介護状態にある対象家族につき、常時介護が必要となった場合にのべ93日間の介護休業をとることが可能。
- ・ 時間外労働の制限: 事業主は、家族の介護を行う労働者が請求した場合には、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはならない。
- ・ 深夜業の制限: 事業主は、家族の介護を行う労働者が請求した場合には、深夜(午後10時から午前5時まで)において労働をさせてはならない。

(参考2) 介護休業給付金: 休業前賃金の40%相当額(賃金と給付の合計が休業前賃金の80%を超える場合には、超える額を減額)



## [高齢者支援]

### ○ 高齢者についての雇用確保・就労面で支援。

#### (参考)

- ・ 60 歳代の雇用確保に向けた取組が進んできており、今後、22 年度末までに、65 歳以上定年企業の割合を 50% (20 年 6 月 1 日 39%)、「70 歳まで働ける企業」の割合を 20% (20 年 6 月 1 日 12%) とすることが目標
  - ※「定年引上げ等奨励金」：65 歳以上定年引上げ、70 歳以上継続雇用制度、勤務時間多様化等に取り組む事業主に対する支給（中小企業定年引き上げ等奨励金）等
  
- ・ 高齢者の多様な就業・社会参加の支援
  - ※シルバー人材事業の推進：現在会員数 76 万人
  - ※シニア就業支援プログラム事業：高齢者の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、地域コミュニティなど的高齢者ニーズとマッチングさせる仕組みを構築